

## 国際交流推進委員会規程

長野県立こども病院

### (目的)

第1条 国際交流推進委員会(以下「委員会」という)は、長野県立こども病院に勤務する全職員がグローバルな見識をもって医療の実践と発展に貢献するために、海外の医療施設との交流推進に必要な諸問題を審議する。

### (掌握事項)

第2条 委員会は、次の事項について協議、検討し、計画を立案するとともに交流を遂行する。

- (1) スタッフ派遣事業の企画・立案および海外医療施設との交渉
- (2) 海外医療施設スタッフを受け入れるための企画の立案、準備とその実施
- (3) MOUの締結、更新および必要時の改定に関する課題
- (4) その他、委員会が必要を認めた課題

### (組織)

第3条 委員会は、委員長および委員をもって構成し、院長は統括責任者とする。

- 2 委員長は、院長が任命する。
- 3 副委員長および委員は委員長が指名し、院長が任命する。

### (会議とメールによる審議)

第4条 会議は、必要に応じて委員長が招集して開催する。

- 2 会議は、委員長が必要と認める場合はWeb会議とすることができる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席で成立する。
- 4 議長は委員長が行い、委員長不在の場合は副委員長が代行する。
- 5 委員会の決議は、出席委員の3分の2以上の合意をもって決する。
- 6 緊急性の高い議題の場合には、委員長は委員全員にメール審議を求めることができる。
- 7 メール審議は、委員から期限内に反対意見あるいはメール審議に付すべきでないとの意見がない場合は承認されたものとする。
- 8 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の委員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は事務部において行う。

- 2 庶務は、審議内容を記録し保管する。
- 3 庶務は、委員会に必要な資料を作成する。

(補足)

第6条 この規程に定めることのほか、この規程の施行に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決める。

2 本規定の運用にあたって必要が生じたときは、本委員会の審議を経て、管理会議において協議の上決定する。

(附則)

この規定は、令和4年6月 3日から実施する。